

京都大学	博士 (法 学)	氏名	ELBALTİ BELİGH
論文題目	外国判決の承認執行の自発的調和		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、外国判決の承認執行に関する各国国内法の発展に関する比較法的研究により、この制度が自由化し、接近しているという傾向について考察するものである。</p> <p>「はじめに」において、外国判決の承認執行に対する各国法における障害への対処として従来、国際条約作成の試みがあったが、この点に関する各国国内法の発展により、外国判決の承認執行制度が相当に自由化されており、その結果、条約による調和・統一がなくても、各国法が調和しているのではないかと問題提起し、条約によらないこの調和を、自発的調和と名付ける。二部からなる本論では、この自発的調和について比較法的検討を行っているが、その際の基本的視点として、国際私法において、主権などの公的側面を重視する公法主義的捉え方から、私人間の利益調整が問題となっているという私的側面を重視する私法主義的捉え方が、今日においてより強くなっていることが、上記の調和が発現した理由ではないかとの仮説を提示する。</p> <p>第一部では、外国判決を原則として承認しないという不承認の原則を採用していた各国がこの態度を改め、承認することを原則とするという立場に変わってきているという状況を検討することにより、自発的調和が出現しているかを検討している。</p> <p>第一部第一章では、外国判決の存在自体の否定という態度の現れとして、当該外国との間に、条約または政府による相互性ありとの正式の声明がなければ、外国判決の承認を一切拒絶するという態度を、従来採用していたロシアやオランダなどにおいて、このような態度の厳格性が判例や法改正により和らいでいること、緩和の根拠として、公正な裁判を受ける権利を保障する国際人権条約が援用されていること、専属的管轄合意に基づく外国判決は承認される傾向にあることなどが指摘される。</p> <p>第一部第二章では、外国判決の規範的な価値を否定する態度を従来採用していた諸国の態度の変化を二つに分けて検討する。第一節では、外国判決の当否を審査するまではその承認をしない実質的再審査に関する展開を検討する。かつて、実質的再審査を行っていたフランスでこれが廃止されるまでの展開を検討し、さらにはベルギーなど他の諸国においても実質的再審査が完全に禁止され、この禁止の原則が、今日における、外国判決の承認執行の基礎の一つとして確立されている点を確認する。第二節では、外国判決の承認に関して、あらかじめ内国裁判所による承認の宣言がなされるまでは、外国判決に効力を認めない個別的承認による諸国において、そのような手続なしに外国判決の承認を認める自動承認の原則が採用されるようになっている発展を検討する。フラン</p>			

スにおける判例の展開により、自動承認の原則が認められる分野が相当に拡大しており、なおも一部の判決については事前の執行判決が要求されているが、関連する判例に照らすと、自動承認制度に実質的には移行している可能性もあるのではないかと指摘している。また、従来同様の態度であったイタリアなどで、自動承認原則が明文で認められるに至っていることも確認される。

第二部では、外国判決を原則としては承認するという態度を取っている諸国において、承認執行要件に関して自発的調和が見られないかを、各国法の発展に照らして検討している。

第二部第一章においては、承認執行要件のうち、廃止される傾向にある要件として二つを取り上げている。第一節では、準拠法の要件について、フランスにおける判例の展開を追い、この要件が2007年破毀院判決により廃止されるに至るまでの経緯と、そこでどのような批判がなされたかを検討している。関連して、他の諸国でも法改正や判例変更により、この要件が廃止されたことが確認される。第二節では、相互の保証要件について、各国でこの要件が廃止されたことを確認し、アメリカにおける、モデル法作成に際してのこの要件をめぐる議論が紹介される。また、ドイツや日本などこの要件がなお残っている国々でも、その弊害が解釈により緩和され、また外国判決承認執行制度の各国での自由化の結果として、相互の保証の要件が充足されやすくなっていることも指摘する。以上のようにして、準拠法の要件と相互の保証の要件は、廃止ないしは承認執行の障害にはほとんどならないとの傾向が確認される。この結果、外国判決の承認執行要件として今日中心となるのは、間接管轄及び公序の二つであるとする。

第二部第二章においては、これら二つの要件に関して、その内容が外国判決の承認執行に対して厳格なものから緩やかなものに変化しているとの発展を検討している。第一節では、間接管轄に関する発展を検討している。間接管轄に関して、主権の及ぶ範囲の画定・配分の考え方に基づくアプローチが衰退しつつあり、具体的な審査基準は、ドイツや日本の鏡像理論、フランスなどの一般条項による審査、スイスなどの間接管轄独自の審査基準の列挙など様々ではあるが、外国裁判所と事件・当事者との関連性の有無がこれらの様々な審査基準に共通する基本的な要素になっていると主張する。また、フランスにおける、当事者のフランス国籍に基づく間接管轄の特権が2006年破毀院判決で廃止されており、これも一連の、間接管轄の判断基準の自由化の一環であるとする。第二節では、公序に関して一例として、懲罰的損害賠償を命じるアメリカの判決の公序違反性に関する、諸外国の判例の展開を取り上げ、一律に公序違反とする伝統的な立場から、損害賠償額が明らかに不合理で不相当に高額な場合のみ公序違反とする傾向にあると主張する。

最後に「全体の結論」においては、以上の検討をまとめ、外国判決の承認執行制度は、各国における判例及び立法の発展により、自由化され、一定の調和が自発的に発現していると主張する。また、「はじめに」において提示した、外国判決の承認執行の私的側面を重視するという理解の一般化により、これら

の現象は説明できると主張する。

(論文審査の結果の要旨)

外国判決に対しては、その承認執行を困難にする様々な制度・要件が各国国内法には存在しており、国際的私法交通にとって望ましくないこのような状況を改善するために、国際条約を作成する作業がハーグ国際私法会議を中心として行われてきたと一般に理解されている。

本論文は、このような条約作成の必要性自体についての疑問から出発し、各国国内法の近時の発展により、外国判決の承認執行制度は相当に自由化されており、その結果、条約による調和・統一がなくても、各国法は調和しているのではないかと、この問題提起をする。本論文はこの現象を自発的調和と名付け、これが実際にどの程度認められるかを明らかにするため、関連する各国法の展開を素材として、比較法的研究を行っている。

本論文でまず評価できるのは、このテーマに関して、問題毎に重要性を有する各国法を広く取り上げて検討していることである。そのような検討の結果、上記のハーグ条約作成交渉に日本が参加する必要性として挙げられていた、日本判決の外国での承認執行を困難とする各国法の例のうち、いくつかはすでに法改正や判例変更により自由化されていて障害となくなっていることが示されており、学術的のみならず実務的にも大きな意義を有する。

また、外国判決の承認執行という幅広いテーマに関する各国法の自発的調和を、外国判決の承認執行に原則として否定的な態度の変化の検討と、原則として否定的態度は取らないが承認執行の妨げとなる厳格な要件の変化の検討とに大きく二分して明確に整理・分析している。またその際には、広義の国際私法に対する理解として、主権などの公的側面を重視する公法主義的理解から、私人間の利益調整が問題となっているという私的側面を重視する私法主義的理解が今日強くなっていることを、上記の自由化・調和の現れた理由として示すことで、様々な検討結果を総合することに成功している。

もちろん、本論文にもさらなる検討が必要ではないかと思われる部分は存在する。とりわけ、自由化の結果、外国判決の承認執行に関する中心的な要件になっている、間接管轄と国際的公序に関しては、これらの内容についても各国法において調和が見られるほど接近しているといえるかは、なお論証が十分とはいえない。しかし、この点、とくに間接管轄に関しては、関連する直接管轄について、本論文と同様の手法で各国法についてさらなる比較法的研究を今後進めて本論文を発展させることで、問題は解消されることが見込まれる。したがって、前述の本論文の価値を損なうものではない。

以上の理由により、本論文は博士(法学)の学位を授与するに相応しいものであり、かつ、学界の発展に資するところが大きく、特に優れた研究であると認められる。

また、平成26年1月31日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。